

宇多津町地域防災計画

(資料編)

平成27年3月

宇多津町防災会議

1. 関係条例等
2. 防災上注意すべき区域等
3. 通信施設関係
4. 食料品等の備蓄関係
5. 避難収容関係

資料1 関係条例等

宇多津町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき宇多津町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇多津町地域防災計画を作成し、その実態を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又は、これに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものを充てる。
 - (1) 香川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができ

る。

2 専門委員は、学識経験のある者から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

宇多津町水防協議会条例

(総則)

第1条 宇多津町水防協議会（以下「協議会」という。）に関しては、水防法（昭和24年法律第193号）第33条によるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条 協議会は、宇多津町危機管理課に置く。

(会務)

第3条 会長は会務を総理し、会長に事故あるときには、会長が指名する委員がこれを代理する。

第4条 協議会は会長が招集する。

第5条 協議会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。

2 町長は、委員が職務上適当でないと認めたときは、任期中でも解任又は解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会に幹事及び書記を置き、幹事は会長の指揮を受け、庶務を処理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

(雑則)

第9条 前各条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月16日条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

資料2 防災上注意すべき区域等

(1) 河川重要水防区域

水系名	河川名	関係 土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
大東川	大東川	中 讚 土木事務所	宇多津町 坂出市 丸亀市	m 200	m 1,750	m 6,620	m 820	m 7,811	m 17,201
〃	鴨田川	〃	宇多津町		2,200			89	2,289

(2) 海岸・港湾重要水防区域

地区海岸名	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備 考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
吉 田	781	0	—	—	
宇多津港	7,391	0	高潮・越波	積土のう	

(3) 漁港重要水防区域

漁港名	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備 考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
北 浦	1131	973	高 潮	積土のう	

(4) ため池重要水防区域

堰堤名	関 係 河川名	規模			関係土 地改良 事務所	担当水 防管理 団体	重要 水防 区域 (ha)	予想 される 危険	対策水 防工法	備考
		堤長 (m)	堤高 (m)	貯水量 (千t)						
中池	大東川	225	3.0	4.2	中 讚 土 地 改 良 事 務 所	宇多津町	1	漏水決壊	土俵積立 ・杭打	中池水 利組合
北池	大東川	235	6.0	14.3	〃	宇多津町	4	〃	〃	北池水 利組合
蛭田池	大東川	60	4.2	7.5	〃	宇多津町	3	〃	〃	岩屋水 利組合

定池	大東川	150	4.7	1.8	〃	宇多津町	1	〃	〃	定池水利組合
奥池 (上池)	大東川	101	5.8	21.7	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利組合
奥池 (下池)	大東川	64	2.5	1.0	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利組合
宇多津 新池	大東川	239	4.6	9.9	〃	宇多津町	3	〃	〃	新池水利組合
上新池	大東川	163	4.2	3.2	〃	宇多津町	3	〃	〃	上新池水利組合
前池	大東川	677	1.9	24.2	〃	宇多津町	15	〃	〃	津ノ郷水利組合
道池	大東川	145	1.7	0.9	〃	宇多津町	1	〃	〃	(代)木下朱美
菰池	大東川	447	2.1	7.3	〃	宇多津町	3	〃	〃	津ノ郷水利組合

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所(自然I)

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
平山(1)	綾歌郡	宇多津町	40	360	16	65	中讃土木事務所	宇多津町
平山(2)	〃	〃	40	108	16	8	〃	〃
平山(4)	〃	〃	45	60	9	5	〃	〃
坂下(1)	〃	〃	45	70	12	9	〃	〃
坂下(3)	〃	〃	45	160	7	8	〃	〃
茶臼山	〃	〃	35	120	7	12	〃	〃
十楽寺	〃	〃	36	150	19	13	〃	〃
西町(A)	〃	〃	30	35	6	5	〃	〃
西町	〃	〃	45	93	11	8	〃	〃
西町東	〃	〃	40	230	10	28	〃	〃
大門	〃	〃	45	55	12	7	〃	〃

(6) 急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
平山(3)	綾歌郡	宇多津町	37	40	5	4	中讃土木事務所	宇多津町
津ノ山	〃	〃	41	25	5	1	〃	〃
坂下東	〃	〃	42	25	10	1	〃	〃
十楽寺(2)	〃	〃	30	25	10	2	〃	〃
円山	〃	〃	32	40	17	2	〃	〃

(7) 急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
坂下(2)	綾歌郡	宇多津町	40	130	25	6	中讃土木事務所	宇多津町
西町	〃	〃	44	70	16	7	〃	〃

(8) 急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
茶臼山(2)	綾歌郡	宇多津町	32	30	18	3	中讃土木事務所	宇多津町

(9) 土石流危険溪流

河川名			位置			地形		担当水防 管理者
水系名	河川名	溪流名	都市	町	字	流路延長 (km)	流域面積 (k㎡)	
大束川	大束川	新開北川	綾歌郡	宇多津町	新開	0.11	0.04	宇多津町
〃	〃	新開南川	〃	〃	〃	0.14	0.04	〃
〃	鴨田川	十楽寺川	〃	〃	十楽寺	0.17	0.05	〃
〃	〃	田町南川	〃	〃	〃	0.22	0.06	〃
〃	〃	田町北川	〃	〃	大門	0.24	0.04	〃
その他	その他	宇夫階川	〃	〃	浜六番丁	0.22	0.07	〃

(10) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域			
所在地	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	香川県告示日
宇多津町浜六番丁	坂下 (2) (I-93)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 23 日
〃	西町 (I-94)	〃	〃
〃	西町 (4) (III-835)	〃	〃
宇多津町	平山 (1) (I-321)	〃	〃
〃	平山 (2) __1 (I-322)	〃	〃
〃	平山 (2) __2 (I-322)	〃	〃
〃	平山 (4) (I-324)	〃	〃
〃	坂下 (1) (I-325)	〃	〃
〃	坂下 (3) (I-326)	〃	〃
〃	茶臼山 (I-327)	〃	〃
〃	十楽寺 (I-328)	〃	〃
〃	西町東__1 (I-331)	〃	〃
〃	西町東__2 (I-331)	〃	〃
〃	大門 (I-333)	〃	〃
〃	平山 (3) (II-323)	〃	〃
〃	茶臼山 (2) (II-600)	〃	〃
〃	津ノ山__1 (II-1998)	〃	〃
〃	津ノ山__2 (II-1998)	〃	〃
〃	坂下東 (II-1999)	〃	〃
〃	十楽寺 (2) (II-2000)	〃	〃
〃	円山 (II-2001)	〃	〃
宇多津町浜八番丁	西町 (A) (I-329)	〃	〃
〃	西町 (I-330)	〃	〃
宇多津町	新開北川 (29-1-I)	土石流	〃
〃	新開南川 (29-2-I-1)	〃	〃
〃	新開南川 (29-2-I-2)	〃	〃
〃	十楽寺川 (29-3-I)	〃	〃
〃	田町南川 (29-4-I)	〃	〃
〃	田町北川 (29-5-I)	〃	〃
〃	宇夫階川 (29-6-I)	〃	〃

土砂災害特別警戒区域			
所在地	区域の名称	土砂災害の発生の原因 となる自然現象の種類	香川県告示日
宇多津町浜六番丁	坂下 (2) (I-93)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 23 日
〃	西町 (I-94)	〃	〃
〃	西町 (4) (III-835)	〃	〃
宇多津町	平山 (1) (I-321)	〃	〃
〃	平山 (2) __1 (I-322)	〃	〃
〃	平山 (2) __2 (I-322)	〃	〃
〃	平山 (4) (I-324)	〃	〃
〃	坂下 (3) (I-326)	〃	〃
〃	茶臼山 (I-327)	〃	〃
〃	十楽寺 (I-328)	〃	〃
〃	西町東__1 (I-331)	〃	〃
〃	大門 (I-333)	〃	〃
〃	平山 (3) (II-323)	〃	〃
〃	坂下東 (II-1999)	〃	〃
〃	茶臼山 (2) (II-600)	〃	平成 25 年 6 月 4 日
〃	十楽寺 (2) (II-2000)	〃	平成 24 年 3 月 23 日
〃	津ノ山__2 (II-1998)	〃	平成 25 年 6 月 4 日
宇多津町浜八番丁	西町 (A) (I-329)	〃	平成 24 年 3 月 23 日
宇多津町	新開北川 (29-1-I)	土石流	〃
〃	新開南川 (29-2-I-1)	〃	〃
〃	十楽寺川 (29-3-I)	〃	〃
〃	田町南川 (29-4-I)	〃	〃
〃	田町北川 (29-5-I)	〃	〃
〃	宇夫階川 (29-6-I)	〃	〃

資料3 通信施設関係

宇多津町防災行政無線

(1) 固定系無線施設

	施設・場所名	屋外子局	情報カメラ	複信通信
1	YKK AP(株)	○		
2	北浦漁港	○	○	○
3	大橋コミュニティ	○		○
4	平山保育園	○		○
5	第2分団屯所	○		○
6	向山北コミュニティ分館	○		○
7	臨海公園	○		
8	浜四番丁	○		
9	浜五番丁東	○		
10	浜五番丁西	○		
11	キッズプラザうたづ	○		○
12	宇多津北小学校	○		○
13	宇夫階神社	○		
14	ユープラザうたづ	○		○
15	浜六番丁公園	○		
16	保健センター	○		
17	南隆寺	○		
18	第3分団屯所	○		○
19	第4分団屯所	○		○
20	宇多津中学校	○		○
21	宇多津小学校	○		○
22	十楽寺コミュニティ分館	○		○
23	県営宇多津団地	○		○
24	鍋谷自治会館	○	○	
25	第5分団屯所	○		○
26	三本松	○		
27	ホテルサンルート		○	
28	鴨田川ポンプ場		○	
29	青の山北		○	
30	青の山東		○	
31	うたづうみホテル		○	

(2) 移動系無線施設

種別	呼出名称	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいうたづちょう	宇多津町役場
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 1	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 2	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 3	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 5	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 6	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 10	宇多津町消防団本部 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 11	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 12	宇多津町消防団第2分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 13	宇多津町消防団第3分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 14	宇多津町消防団第1分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 15	宇多津町消防団第5分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 16	宇多津町消防団第6分団 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 51	宇多津町役場地域整備課 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 52	宇多津町役場水道課 車載
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 101	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 102	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 103	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 104	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 105	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 106	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 107	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 108	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 109	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 110	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 111	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 112	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 113	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 114	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 115	宇多津町消防団第1分団 携帯
陸上移動局	ぼうさいうたづちょう 200	宇多津町消防団第1分団 可搬

資料4 食料品等の備蓄関係

平成26年4月1日現在

種類	品目	単位	備蓄量
食料・飲料水	主食	食	496
	副食	食	168
	飲料水	リットル	1,114
	粉ミルク (哺乳瓶)	グラム (本)	606 (6)
	離乳食	食	6
生活必需品	毛布	枚	137
	生理用品	セット	28
	紙おむつ (大人)	枚	236
	紙おむつ (子供)	枚	861
避難所用資機材	簡易トイレ	基	2
	防水シート	枚	17
	テント	張	3
	医療品セット	セット	10
	日用品セット	セット	23
	ラジオ付きライト	個	19
	ランタン	個	4
その他	給水袋	袋	100
	担架	台	3
	ハンドメガホン	個	7
	かまどセット	セット	1
	バケツ	個	10
	間仕切り	セット	20
	カセットコンロ (ガス)	台 (本)	55 (87)

備考 飲料水兼用貯水槽 40,000 リットル×2 基
水槽車 8,000 リットル×1 台

資料5 避難収容関係

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所	所在地	電話番号	異常な現象の種類（○は適、－は不適） （※印は2階以上に避難することを前提）						
			洪水		がけ崩れ 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事
			土器川	大東川					
宇多津小学校	宇多津町長縄手	49-1820	○(※)	○(※)	○	○(※)	○	○	○
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	49-2000	○(※)	○	○	○(※)	○	○	○
宇多津中学校	宇多津町岩屋	49-0818	○(※)	○(※)	○	○(※)	○	○	○
宇多津幼稚園	宇多津町長縄手	49-0198	○(※)	○(※)	○	○(※)	○	○	○
中央保育所	宇多津町網の浦	49-0206	○(※)	○	○	○(※)	○	－	○
平山保育園	宇多津町平山	49-0851	－	○(※)	○	○(※)	○	－	○
香川短期大学	宇多津町浜一番丁	49-5500	○(※)	○	○	○(※)	○	○	○
町民体育館	宇多津町長縄手		－	－	○	－	○	○	○
保健センター	宇多津町網の浦	49-8008	○(※)	○	○	○(※)	○	－	○
坂出宇多津広域行政センター	宇多津町向山	49-1100	○	○	－	○	○	○	○
浜八番丁コミュニティー分館	宇多津町浜八番丁		－	○	○	－	○	○	－
北浦コミュニティー分館	宇多津町北浦		○	○	○	－	－	－	－
大橋コミュニティー分館	宇多津町大橋		－	○	○	－	○	○	－
大橋南コミュニティー分館	宇多津町大橋		○	○	○	－	○	－	－
坂下西コミュニティー分館	宇多津町坂下		○	○	○	○	○	○	－
坂下東コミュニティー分館	宇多津町坂下		○	○	－	○	－	－	－
新開コミュニティー分館	宇多津町新開		－	－	○	－	○	－	－
中央コミュニティー分館	宇多津町網の浦		－	－	○	－	－	－	－

指定緊急避難場所	所在地	電話番号	異常な現象の種類（○は適、－は不適） （※印は2階以上に避難することを前提）						
			洪水		がけ崩れ 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事
			土器川	大東川					
新町コミュニティ分館	宇多津町新町		－	－	○	－	－	－	－
山下・本町コミュニティ分館	宇多津町山下		○	○	－	○	○	○	－
大門コミュニティ分館	宇多津町大門		－	－	－	－	－	－	－
田町コミュニティ分館	宇多津町田町		－	－	○	－	－	－	－
十楽寺コミュニティ分館	宇多津町十楽寺		－	○	－	○	－	○	－
津の郷コミュニティ分館	宇多津町津の郷		○	○	○	○	○	○	－
津の郷北コミュニティ分館	宇多津町津の郷		－	－	○	○	○	○	－
鍋谷コミュニティ分館	宇多津町鍋谷		○	○	○	○	○	○	－
平山コミュニティ分館	宇多津町平山		－	－	－	－	○	－	－
県営住宅宇多津団地集会室（1）	宇多津町沼の池		－	○	○	－	○	○	○
県営住宅宇多津団地集会室（2）	宇多津町沼の池		－	○	○	－	○	○	○
サポートセンター	宇多津町浜六番丁	41-0516	－	○	○	－	○	○	－
キッズプラザうたづ	宇多津町浜八番丁	49-4005	－	○	○	－	○	○	－
やすらぎプラザ	宇多津町大門	41-0665	○	○	－	－	○	○	－
ユープラザうたづ	宇多津町浜六番丁	49-8020	○（※）	○	－	○（※）	○	○	○
平山児童公園	宇多津町平山		－	－	○	－	○	－	○
中央公園	宇多津町浜八番丁		－	○	○	－	○	○	○
蛭田池公園	宇多津町坂下		○	○	○	○	○	○	○

- ①洪水、高潮、津波災害はそれぞれの浸水想定区域外の公共施設等とする。
- ②がけ崩れ、土石流、地滑り災害は土砂災害警戒区域外の公共施設等とする。
- ③地震災害は新耐震基準で建設もしくは、耐震工事が完了した公共施設等とする。
- ④大規模な火事災害は RC 造の公共施設等及び公園とする。

(2) 指定避難所

指定避難所	所在地	電話番号	備 考
宇多津小学校	宇多津町長縄手	49-1820	広域避難所
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	49-2000	〃
宇多津中学校	宇多津町岩屋	49-0818	〃
保健センター	宇多津町網の浦	49-8008	〃
町民体育館	宇多津町長縄手		

(3) 福祉避難所

福祉避難所	所在地	電話番号	備 考
特別養護老人ホーム寿楽荘	宇多津町津の郷	49-3388	
介護老人保健施設いきいき荘	宇多津町浜五番丁	49-7255	
宇多津町保健センター（2階）	宇多津町網の浦	49-8008	

(4) 津波避難ビル

津波避難ビル	所在地	電話番号	備 考
ホテルサンルート瀬戸大橋	宇多津町浜六番丁	49-2311	
JR宇多津駅（ホーム）	宇多津町浜五番丁	49-0303	